

廃棄物処理の規制緩和について

1. 市町村単位のしぼり
2. 産廃と一廃の区分の非合理

上山 信一

1. 現行法では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、一廃は市町村の責務となっている。

分類	定義	処理責任	処理方法
産業廃棄物	【法第2条第4項】 事業活動に伴って排出される廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類を規定	【法第11条】 排出事業者	【法第12条他】 ・排出事業者が自ら処理 ・産業廃棄物処理許可業者に委託 ※マニフェスト制度で排出から最終処分までの処理履歴を報告要
一般廃棄物	【法第2条第2項】 産業廃棄物以外の廃棄物（家庭やオフィス等から出る紙類、厨芥、不燃物等）	【法第6条の2】 市町村	【法第6条の2他】 ・市町村が自ら処理 ・市町村が処理業者に委託 ・一般廃棄物処理許可業者が処理

2. しかし、海外ではそのような区分をしておらず、処理方法別（有害、非有害）に分類した上で一括処理している。
3. 生産性を上げる意味では、3つの方向があげられる。
- ①区分の廃止
 - ②市町村別という規制廃止
 - ③都道府県の枠を超える
4. 既に地方の一部では、産廃と一廃を相互に処理している。
5. 大阪もベストシナリオを考えるべき。
- ・シミュレーションによると施設更新コストは2,859億円
 - ・規制緩和による建設費用削減効果は155億円

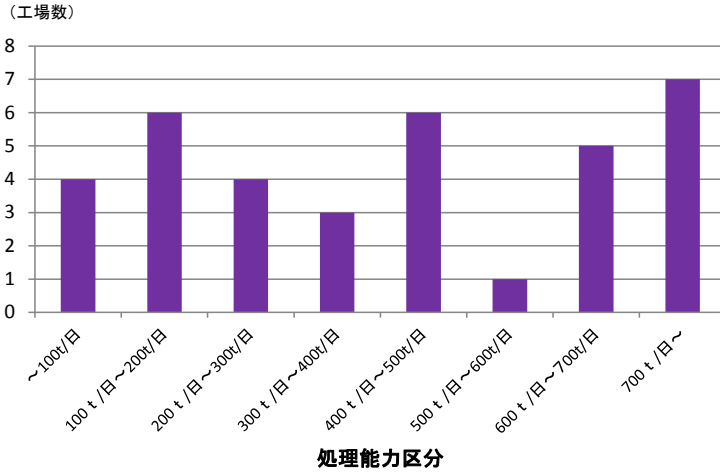
大阪府内における廃棄物焼却施設設置状況

	産 廃	一 廃
施 設 数	21	46
年間処理能力 (万トン/年)	49	400
H23年度処理量 (万トン/年)	24	299
年間稼働率 (%)	48	75

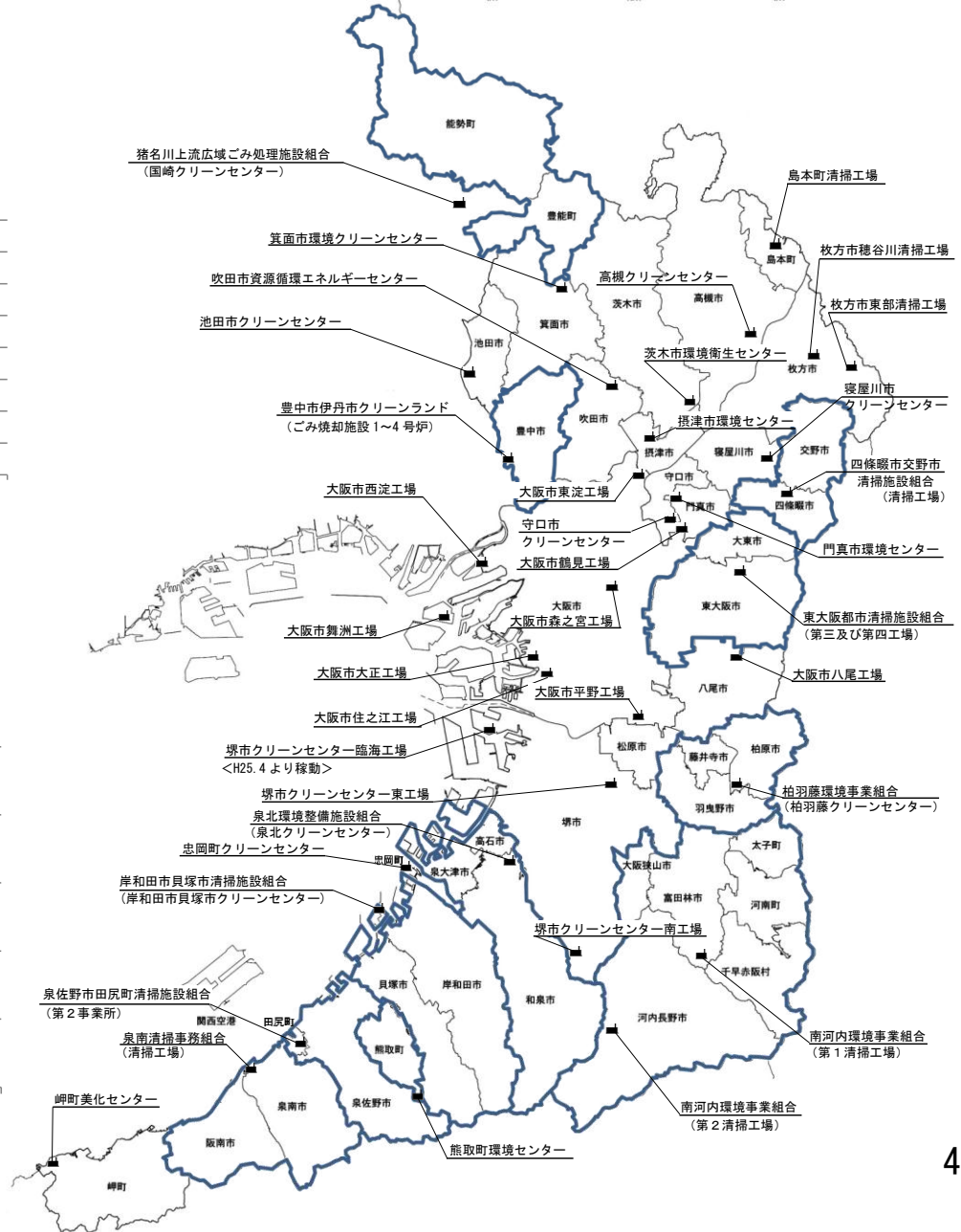
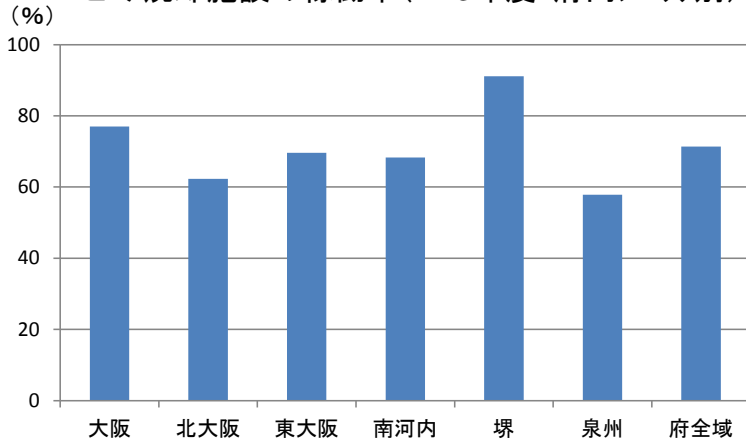
1. 一般廃棄物処理(焼却)施設設置状況

規模別ごみ焼却施設数(H23年度:清掃工場単位)

(全清掃工場数:36)



ごみ焼却施設の稼働率(H23年度:府内ブロック別)



大阪府ごみ処理広域化計画(H11.3)の概要

広域化の必要性

- (1) ダイオキシン削減対策
- (2) 焼却残渣の高度処理対策
- (3) マテリアルリサイクルの推進
- (4) サーマルリサイクルの推進
- (5) 公共事業のコスト削減

広域ブロックの区割り

(1) 区割りの考え方

地勢（大河川、山地等）、人口（100万人程度）等を基本に既存の一部事務組合を包含する区域

(2) ブロック数

6ブロック

施設整備の方向性

(1) ごみ焼却施設

最低100t／日以上

（可能な場合は、300t／日以上）

(2) ごみ焼却施設以外の施設

リサイクル施設、ストックヤード、RDF化施設、焼却灰の高度処理施設等、焼却施設を含むトータルシステムとして効率的な組合せ

(3) 立地の条件

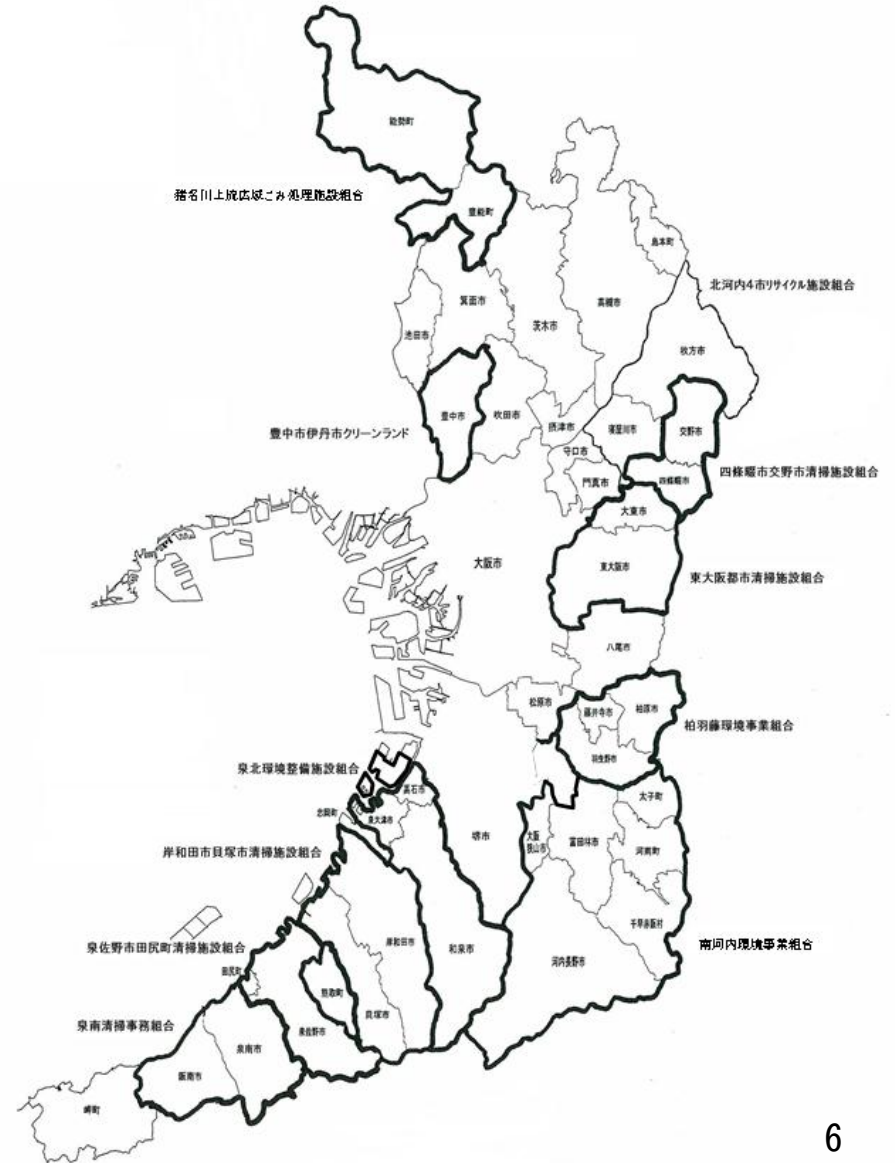
交通条件（輸送効率等）、用地の確保、住民の理解など多方面から検討

一般廃棄物処理の広域化の現状

(1) 一部事務組合による広域化の状況 (ごみ焼却施設関係)

10組合(計 25市町村、261万人)

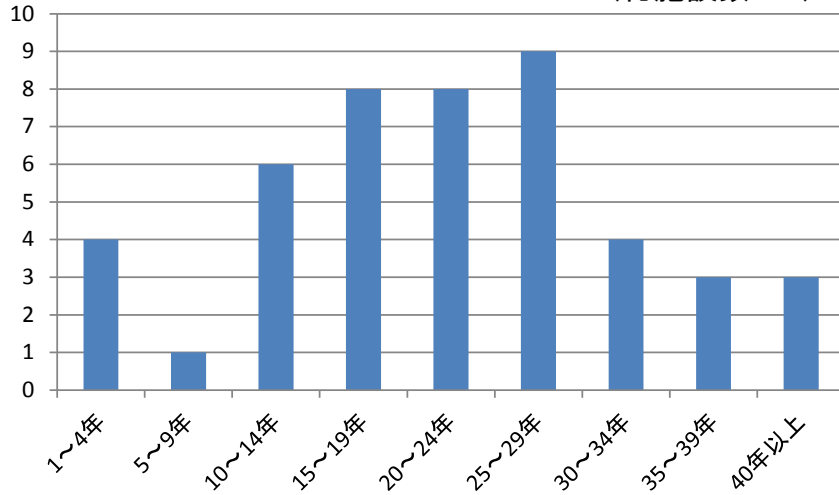
- ◎豊中市伊丹市クリーンランド
- ◎泉北環境整備施設組合
- ◎柏羽藤環境事業組合
- ◎泉佐野市田尻町清掃施設組合
- ◎東大阪都市清掃施設組合
- ◎四条畷市交野市清掃施設組合
- ◎岸和田市貝塚市清掃施設組合
- ◎南河内環境事業組合
- ◎泉南清掃事務組合
- ◎猪名川上流広域ごみ処理施設組合



(2)ごみ焼却施設の経過年数と建替計画

経過年数別のごみ焼却施設数

(総施設数:46)

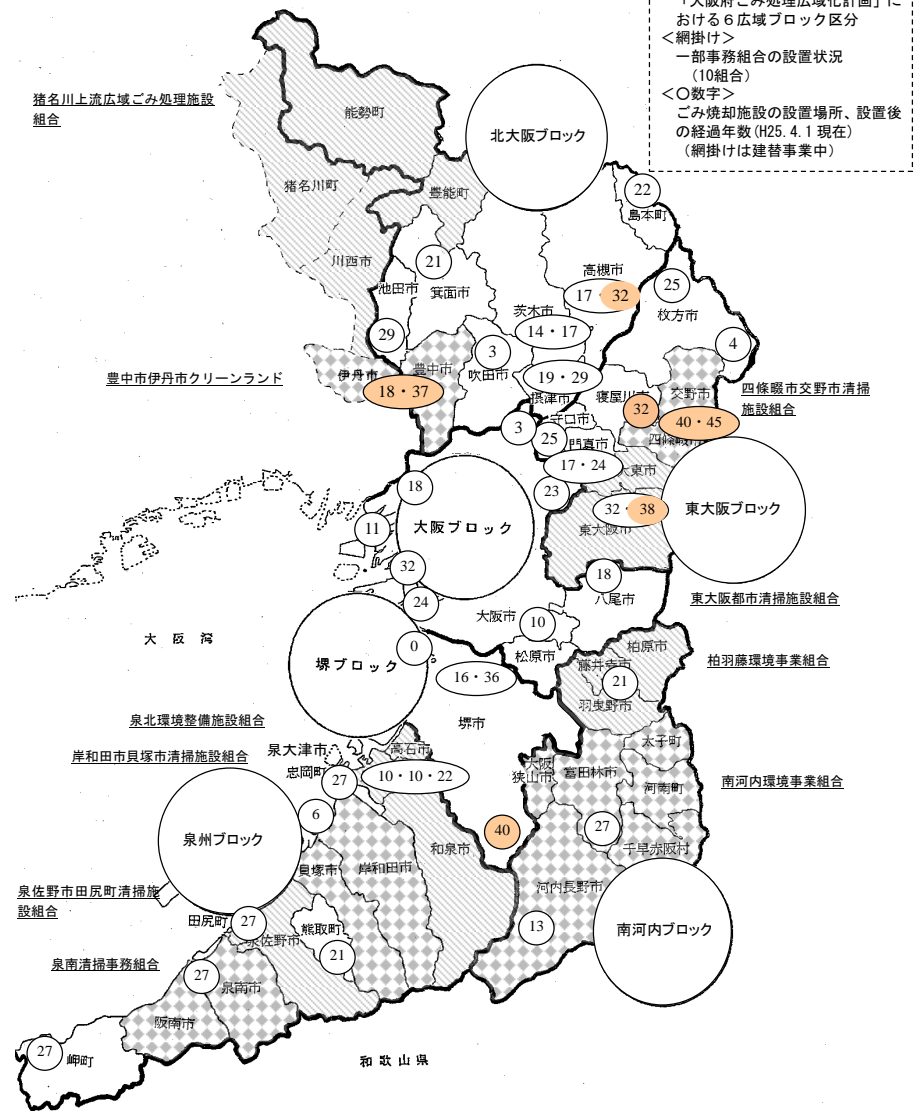


- 稼働後20年以上経過した施設が過半数あり、20年後までに更新が必要となる。

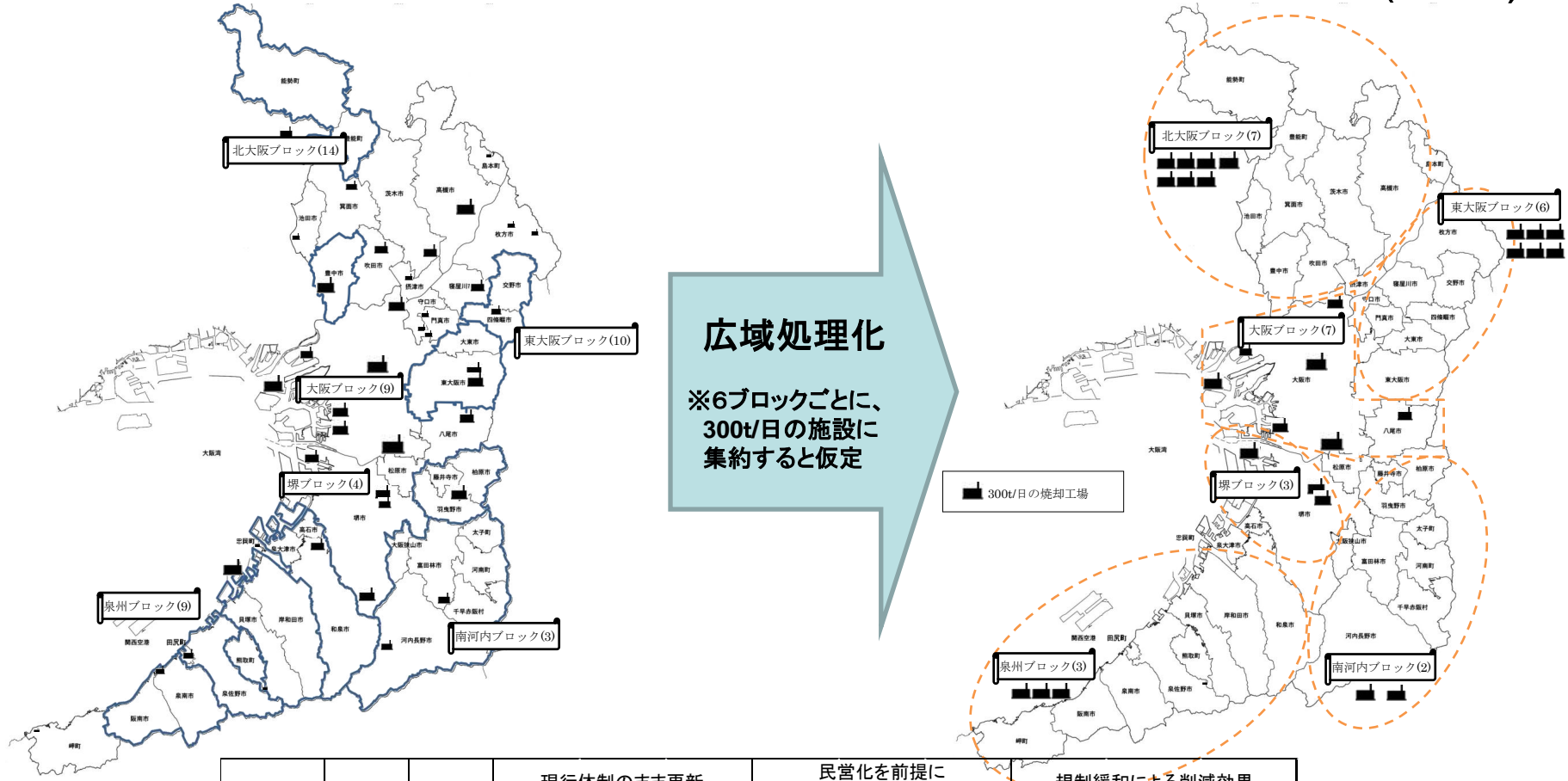
ごみ焼却施設の建替計画(H25.11時点)

市町村等	規模	稼働年数	更新計画
豊中市伊丹市クリーンランド1~3号炉	675t/日 (225 t/日 × 3)	37	敷地内で建設中 (H28目途、175t/年 × 3)
東大阪都市清掃施設組合 第3工場	600t/日 (200 t/日 × 3)	38	敷地内で建替予定 (H28目途、200t/年 × 2)
四条畷市交野市清掃施設組合	180 t/日 (90 t/日 × 2)	45、 40	別の場所で建替予定 (H28目途、62.5t/年 × 2)
寝屋川市	360t/日 (180t/日 × 2)	32	敷地内で建替予定 (H29目途、100t/年 × 2)
高槻市 第一工場	450t/日 (150 t/日 × 3)	32	敷地内で建替予定 (H26着工、150t/年 × 1)

大阪府におけるごみ焼却施設の状況



さらに民営化を前提に広域処理した場合の規制緩和効果(試算)

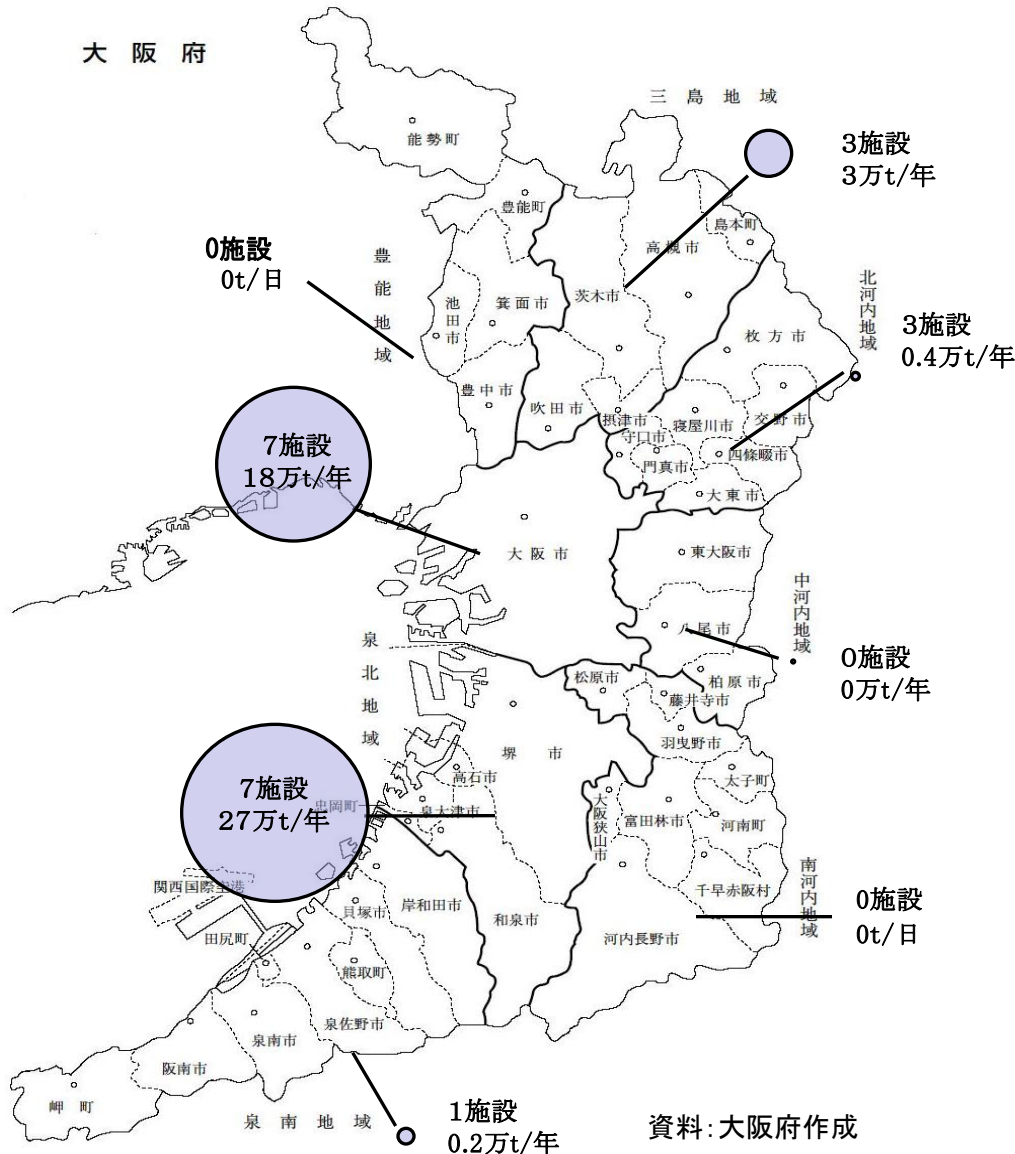


広域処理化
 ※6ブロックごとに、
 300t/日の施設に
 集約すると仮定

ブロック名	施設数 (現行)	施設数 (将来)	現行体制のまま更新 (①)			民営化を前提に 広域化して更新 (②)			規制緩和による削減効果 (①-②)		
			建設費 (億円)	収集運搬費 (億円/年)	処理処分費 (億円/年)	建設費 (億円)	収集運搬費 (億円/年)	処理処分費 (億円/年)	建設費 (億円)	収集運搬費 (億円/年)	処理処分費 (億円/年)
大阪	9	7	869	177	108	869	159	99	0	17	9
堺	3	3	315	49	33	315	49	31	0	0	2
北大阪	12	7	549	89	99	505	97	64	46	▲ 8	35
東大阪	10	6	511	81	95	483	87	61	28	▲ 5	34
南河内	3	2	292	28	42	277	37	27	16	▲ 10	16
泉州	9	3	322	51	70	257	107	45	65	▲ 56	26
計	46	28	2,859	474	448	2,704	536	326	155	▲ 62	122

(注) 端数の関係で各欄の合計が合計値と一致しない場合がある。

2. 産業廃棄物処理(焼却)施設設置状況



年間焼却能力 (民営のみ)	49万t/年
H23年度焼却量	24万t/年
H23年度稼働率	48%

※平成23年度ベース。
産廃は年間300日、一廃は年間268日稼働するとして計算。

大阪府内の一般廃棄物処理量(H23年度: 約299万t/年(公設のみ))と産業廃棄物処理施設の焼却能力を比較すると、圧倒的に一般廃棄物の処理量が多い。

一般廃棄物の民間施設での処理事例

自治体名	H23年度処理量	処理方法
埼玉県 日高市	16,112トン／年	太平洋セメント株式会社(埼玉工場)が、家庭ごみや事業系一般ごみを受入れ、ごみ資源化キルンを利用して生分解処理(発酵)した上で、セメントの原材料としてリサイクル。

(注)大阪府内では、民間の2施設が一般廃棄物処理施設(焼却)の許可を受けている。

(出典)H23年度環境省調査結果及び太平洋セメント(株)ホームページ

自治体による産業廃棄物の処理事例(大阪府内)

自治体名	H23年度処理量	処理方法
大阪市	4,003トン／年(市全体の約0.3%)	8焼却工場で可燃物を処理
堺市	不明	2焼却工場で可燃物を処理
茨木市	1,139トン／年(市全体の約1%)	2焼却工場(ガス化溶融改質炉)で可燃物を処理

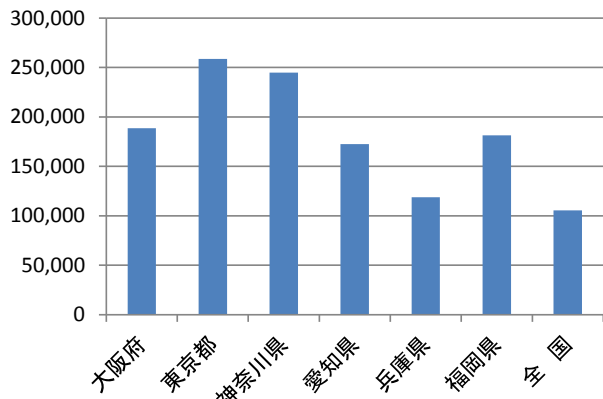
(注)大阪市は、H25年3月末で産業廃棄物の受入れを終了。

(出典)H23年度環境省調査結果

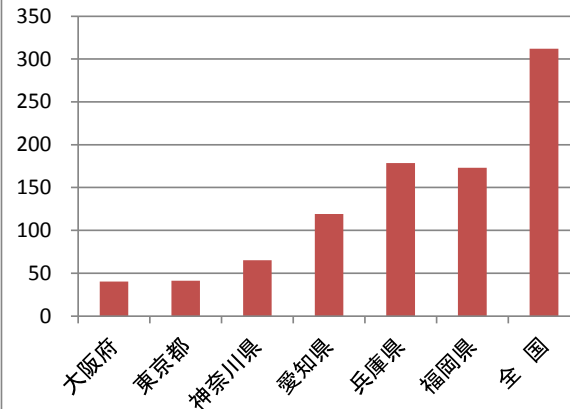
(参考1)ごみ焼却施設の設置状況の全国比較(H23年度)

都道府県	施設数	1施設あたり人口	1施設あたり面積	平均処理能力
		(人／施設)	(km ² ／施設)	(t／日)
大阪府	47	188,532	40.4	335
東京都	54	258,745	41.3	333
神奈川県	40	244,811	65.3	377
愛知県	46	172,465	119.0	250
兵庫県	46	118,766	178.6	198
福岡県	28	181,393	173.1	256
全 国	1,243	105,532	312.1	154

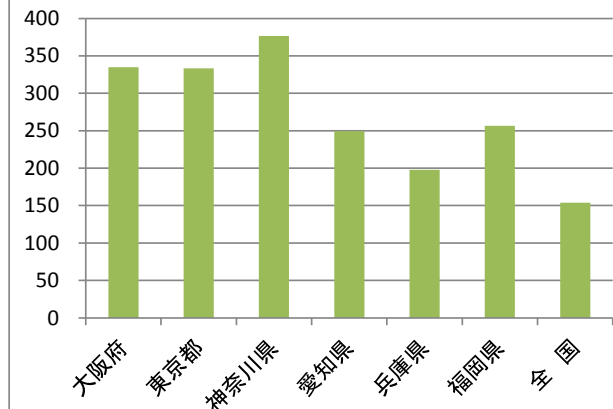
1施設あたり人口 (人／施設)



1施設あたり面積 (km²／施設)



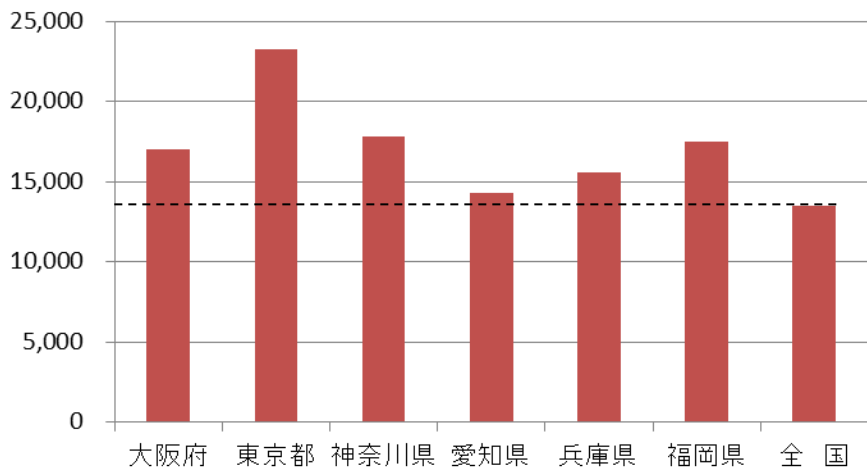
平均処理能力 (t／日)



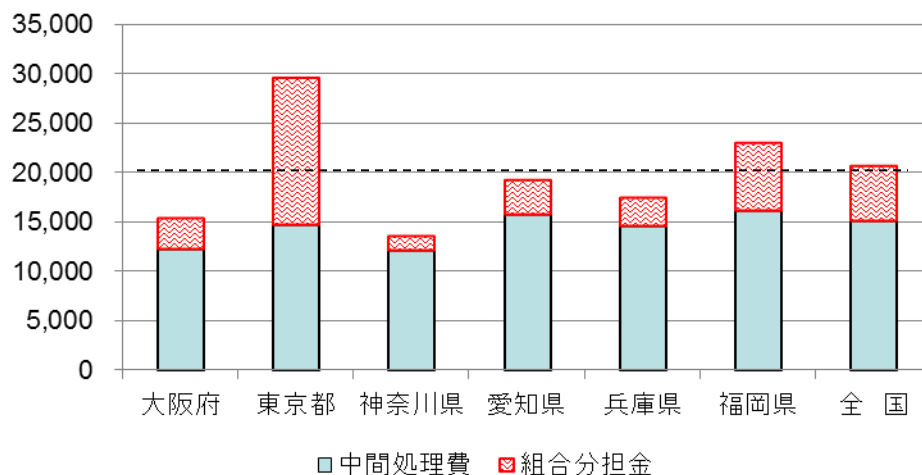
○1施設当たりの面積及び平均処理能力は、ほぼ東京都と同程度

(参考2)ごみ処理費用の全国比較(H23年度)

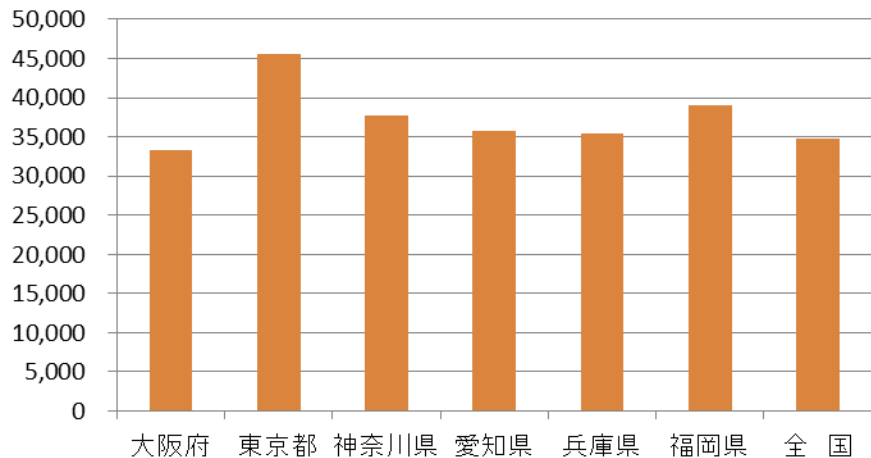
(円/トン) 収集運搬費(トン当たり)の全国比較



(円/トン) 中間処理費及び組合分担金(トン当たり)の全国比較



(円/トン) 処理及び維持管理費総額(トン当たり)の全国比較



- 収集運搬費用は全国平均より高い。
- 中間処理費用及び組合分担金は全国平均より少ない。
- 処理費及び維持管理費用の総額は、全国平均や他の大都市圏と比較しても低い。